

交通機関の運休及び気象警報発表等に対する授業の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、交通機関の運休及び気象警報発表等に対する授業の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(交通機関の運休)

第2条 交通機関の運休に対する授業の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 交通機関の運休とは、ストライキ、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいい、各号の一に該当する時は原則として授業は行わない。ただし、計画運休が発表された場合は、この限りではない。
 - ① 神戸市営地下鉄が運休
 - ② J R 西日本、阪急電鉄、阪神電鉄の3社が同時に運休
 - ③ J R 西日本、山陽電鉄の2社が同時に運休
- (2) 上記①～③以外の交通機関の運休の場合、原則として平常通り授業を行うが、そのために授業に出席できなかった場合は、願い出により公認欠席取扱い規則第3条第1号に該当する公認欠席を認めることがある。
- (3) 運行が再開された場合の授業の取扱いについては次のとおりとする。
 - ・午前6時までに運行が再開されたときは、平常通り授業を行う。
 - ・午前10時までに運行が再開されたときは、3時限目以降に開始する授業を行う。
 - ・午前10時までに運行が再開されないときは、終日休講とする。

(気象警報発表等)

第3条 気象警報発表等に対する授業の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 休講の対象となる警報は、神戸地方気象台が発表する警報で、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報又は何らかの特別警報発表時の場合とする。
- (2) 神戸市内に警報が発表された場合は、休講とする。
- (3) 居住地または通学経路の市町村で警報が発表された場合は、公認欠席扱いとする。
- (4) 警報が解除された場合の授業の取扱いについては次のとおりとする。
 - ・午前6時までに解除されたときは、平常通り授業を行う。
 - ・午前10時までに解除されたときは、3時限目以降に開始する授業を行う。
 - ・午前10時までに解除されないときは、終日休講とする。

(確認方法)

第4条 交通機関運行又は気象警報の発表等の確認はテレビ、ラジオ、インターネット等の報道によるものとする。

附 則

この規則は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。